

高知県公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則新旧対照表

高知県公衆浴場法施行細則（平成7年規則第126号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																						
<p>第1号様式（第7条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>保健所長 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 郵便番号 住所 氏名 (法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称) 及び代表者の職・氏名 電話番号 生年月日 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">公衆浴場営業許可申請書</p> <p>公衆浴場の営業の許可を受けたいので、公衆浴場法第2条第1項の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。</p> <table border="1" data-bbox="136 976 1077 1294"> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">公衆浴場</td> <td>所在地</td> <td>郵便番号</td> </tr> <tr> <td>名称</td> <td>電話番号</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>一般公衆浴場 ・ その他の公衆浴場 ( )</td> </tr> <tr> <td>営業施設の構造設備</td> <td>別添営業施設の構造設備を示した図面等及び別紙1による。</td> </tr> <tr> <td>営業開始予定年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>	公衆浴場	所在地	郵便番号	名称	電話番号	種類	一般公衆浴場 ・ その他の公衆浴場 ( )	営業施設の構造設備	別添営業施設の構造設備を示した図面等及び別紙1による。	営業開始予定年月日	年 月 日	<p>第1号様式（第7条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>保健所長 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 郵便番号 住所 氏名 (法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称) 及び代表者の職・氏名 電話番号 生年月日 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">公衆浴場営業許可申請書</p> <p>公衆浴場の営業の許可を受けたいので、公衆浴場法第2条第1項の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。</p> <table border="1" data-bbox="1144 976 2085 1294"> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">公衆浴場</td> <td>所在地</td> <td>郵便番号</td> </tr> <tr> <td>名称</td> <td>電話番号</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>一般公衆浴場 ・ その他の公衆浴場 ( )</td> </tr> <tr> <td>営業施設の構造設備</td> <td>別添営業施設の構造設備を示した図面等及び別紙1による。</td> </tr> <tr> <td>営業開始予定年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>	公衆浴場	所在地	郵便番号	名称	電話番号	種類	一般公衆浴場 ・ その他の公衆浴場 ( )	営業施設の構造設備	別添営業施設の構造設備を示した図面等及び別紙1による。	営業開始予定年月日	年 月 日
公衆浴場		所在地	郵便番号																				
		名称	電話番号																				
		種類	一般公衆浴場 ・ その他の公衆浴場 ( )																				
		営業施設の構造設備	別添営業施設の構造設備を示した図面等及び別紙1による。																				
	営業開始予定年月日	年 月 日																					
公衆浴場	所在地	郵便番号																					
	名称	電話番号																					
	種類	一般公衆浴場 ・ その他の公衆浴場 ( )																					
	営業施設の構造設備	別添営業施設の構造設備を示した図面等及び別紙1による。																					
	営業開始予定年月日	年 月 日																					

改正後	改正前
<p>(裏面)</p> <p>注 1 次に掲げる書類を添えてください。</p> <p>(1) 申請者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書</p> <p>(2) 申請者が法人の場合は、定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書</p> <p>(3) 土地又は建物が申請者の所有でない場合は、その所有者の使用承諾書</p> <p>(4) 営業施設の構造設備を示した図面等</p> <p>ア 営業施設の配置図(外構図)及び平面図(敷地、建物、脱衣所、浴室、浴槽、ポイラ一室、トイレ等の構造設備の区分が明示されたもの)</p> <p>イ 湯水の配管系統図(貯湯槽、給水栓、給湯栓、シャワー設備等の給水設備及び排水設備の系統が明示されたもの。循環式浴槽を設置する場合は、浴槽、集毛器、消毒装置、ろ過器、加温装置等の循環配管の系統が明示されたものを含みます。)</p> <p>ウ ア及びイに掲げるもののほか、営業施設の構造を明らかにするために保健所長が必要があると認める図面等</p> <p>(5) 一般公衆浴場の場合は、その周囲300メートル以内の見取図並びに最寄りの一般公衆浴場の名称及びその一般公衆浴場までの距離を明らかにした書類</p> <p>(6) その他の公衆浴場の場合は、位置図</p> <p>(7) 温泉を利用する公衆浴場の場合は、温泉法(昭和23年法律第125号)第15条第1項の規定による温泉の利用の許可に係る許可証の写し</p> <p>(8) 温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する公衆浴場の場合は、別紙2によるその含有物質又は医薬品等の名称等を記載した書面</p> <p>(9) 建築基準法(昭和25年法律第201号)による建築確認が必要な建築物については、同法第7条第5項の規定による建築確認検査済証の写し又は同法第7条の6第1項ただし書の規定に基づく仮使用の承認書の写し</p> <p>(10) 蒸気又は熱気を使用する公衆浴場の場合は、消防に関する法令に基づく当該消防機関の発行する消防用設備等が完備していることを証する書面</p> <p>2 その他の公衆浴場の場合は、「公衆浴場」の「種類」欄の括弧内に温泉利用施設、健康ランド、サウナ風呂、個室付き浴場等の区別を記入してください。</p>	<p>(裏面)</p> <p>注 1 次に掲げる書類を添えてください。</p> <p>(1) 申請者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書</p> <p>(2) 申請者が法人の場合は、定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書</p> <p>(3) 土地又は建物が申請者の所有でない場合は、その所有者の使用承諾書</p> <p>(4) 営業施設の構造設備を示した図面等</p> <p>ア 営業施設の配置図(外構図)及び平面図(敷地、建物、脱衣所、浴室、浴槽、ポイラ一室、トイレ等の構造設備の区分が明示されたもの)</p> <p>イ 湯水の配管系統図(貯湯槽、給水栓、給湯栓、シャワー設備等の給水設備及び排水設備の系統が明示されたもの。循環式浴槽を設置する場合は、浴槽、集毛器、消毒装置、ろ過器、加温装置等の循環配管の系統が明示されたものを含みます。)</p> <p>ウ ア及びイに掲げるもののほか、営業施設の構造を明らかにするために保健所長が必要があると認める図面等</p> <p>(5) 一般公衆浴場の場合は、その周囲300メートル以内の見取図並びに最寄りの一般公衆浴場の名称及びその一般公衆浴場までの距離を明らかにした書類</p> <p>(6) その他の公衆浴場の場合は、位置図</p> <p>(7) 温泉を利用する公衆浴場の場合は、温泉法(昭和23年法律第125号)第15条第1項の規定による温泉の利用の許可に係る許可証の写し</p> <p>(8) 温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する公衆浴場の場合は、別紙2によるその含有物質又は医薬品等の名称等を記載した書面</p> <p>(9) 建築基準法(昭和25年法律第201号)による建築確認が必要な建築物については、同法第7条第5項の規定による建築確認検査済証の写し又は同法第7条の6第1項ただし書の規定に基づく仮使用の承認書の写し</p> <p>(10) 蒸気又は熱気を使用する公衆浴場の場合は、消防に関する法令に基づく当該消防機関の発行する消防用設備等が完備していることを証する書面(消防法令適合通知書の写し)</p> <p>2 その他の公衆浴場の場合は、「公衆浴場」の「種類」欄の括弧内に温泉利用施設、健康ランド、サウナ風呂、個室付き浴場等の区別を記入してください。</p>

改正後

第10号様式（第7条関係）

年 月 日

保健所長 様

事業者 郵便番号  
 住所  
 氏名  
 (法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称)  
 及び代表者の職・氏名  
 電話番号  
 生年月日 年 月 日

公衆浴場営業許可申請書等記載事項変更届

公衆浴場営業許可申請書又は公衆浴場営業業者地位承継届に記載した事項について変更がありましたので、公衆浴場法施行規則第4条の規定により次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

公衆浴場	所在地	郵便番号	
	名称	電話番号	
	種類	一般公衆浴場 ・ その他の公衆浴場 ( )	
	営業許可番号	第 号	
	営業許可年月日	年 月 日	
変更事項	変更前	変更後	
変更年月日	年 月 日		

注 1 次に掲げる書類又は変更の内容を確認することができる書類を添えてください。

- (1) 営業施設の構造設備に係る事項を変更した場合は、次に掲げる書類
    - ア 営業施設の構造設備を示した図面等
      - (ア) 営業施設の配置図（外構図）及び平面図（敷地、建物、脱衣所、浴室、浴槽、ボイラー室、トイレ等の構造設備の区分が明示されたもの）
      - (イ) 湯水の配管系統図（貯湯槽、給水栓、給湯栓、シャワー設備等の給水設備及び排水設備の系統が明示されたもの。循環式浴槽を設置する場合は、浴槽、集毛器、消毒装置、ろ過器、加温装置等の循環配管の系統が明示されたものを含みます。）
      - (ウ) (ア)及び(イ)に掲げるもののほか、営業施設の構造を明らかにするために保健所長が必要であると認める図面等
    - イ 営業施設の構造設備の仕様書（別記第1号様式別紙1による。）
    - ウ 建築基準法（昭和25年法律第201号）による建築確認が必要な建築物については、同法第7条第5項の規定による建築確認検査済証の写し
    - エ 蒸気又は熱気を使用する場合は、消防に関する法令に基づく当該消防機関の発行する消防用設備等が完備していることを証する書面
  - (2) 温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する場合は、その含有物質又は医薬品等の名称等を記載した書面（別記第1号様式別紙2による。）
  - (3) 事業者の住所を変更した場合は、住民票の写し又は住民票記載事項証明書
  - (4) 事業者の氏名を変更した場合は、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍記載事項証明書
  - (5) 事業者の主たる事務所の所在地を変更した場合は、登記事項証明書
  - (6) 事業者の名称を変更した場合は、定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書
  - (7) 事業者の代表者を変更した場合は、登記事項証明書
- 2 その他の公衆浴場の場合は、「公衆浴場」の「種類」欄の括弧内に温泉利用施設、健康ランド、サウナ風呂、個室付き浴場等の区別を記入してください。
  - 3 変更があった日から10日以内に届け出てください。

改正前

第10号様式（第7条関係）

年 月 日

保健所長 様

事業者 郵便番号  
 住所  
 氏名  
 (法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称)  
 及び代表者の職・氏名  
 電話番号  
 生年月日 年 月 日

公衆浴場営業許可申請書等記載事項変更届

公衆浴場営業許可申請書又は公衆浴場営業業者地位承継届に記載した事項について変更がありましたので、公衆浴場法施行規則第4条の規定により次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

公衆浴場	所在地	郵便番号	
	名称	電話番号	
	種類	一般公衆浴場 ・ その他の公衆浴場 ( )	
	営業許可番号	第 号	
	営業許可年月日	年 月 日	
変更事項	変更前	変更後	
変更年月日	年 月 日		

注 1 次に掲げる書類又は変更の内容を確認することができる書類を添えてください。

- (1) 営業施設の構造設備に係る事項を変更した場合は、次に掲げる書類
    - ア 営業施設の構造設備を示した図面等
      - (ア) 営業施設の配置図（外構図）及び平面図（敷地、建物、脱衣所、浴室、浴槽、ボイラー室、トイレ等の構造設備の区分が明示されたもの）
      - (イ) 湯水の配管系統図（貯湯槽、給水栓、給湯栓、シャワー設備等の給水設備及び排水設備の系統が明示されたもの。循環式浴槽を設置する場合は、浴槽、集毛器、消毒装置、ろ過器、加温装置等の循環配管の系統が明示されたものを含みます。）
      - (ウ) (ア)及び(イ)に掲げるもののほか、営業施設の構造を明らかにするために保健所長が必要であると認める図面等
    - イ 営業施設の構造設備の仕様書（別記第1号様式別紙1による。）
    - ウ 建築基準法（昭和25年法律第201号）による建築確認が必要な建築物については、同法第7条第5項の規定による建築確認検査済証の写し
    - エ 蒸気又は熱気を使用する場合は、消防に関する法令に基づく当該消防機関の発行する消防用設備等が完備していることを証する書面（消防法令適合通知書の写し）
  - (2) 温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する場合は、その含有物質又は医薬品等の名称等を記載した書面（別記第1号様式別紙2による。）
  - (3) 事業者の住所を変更した場合は、住民票の写し又は住民票記載事項証明書
  - (4) 事業者の氏名を変更した場合は、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍記載事項証明書
  - (5) 事業者の主たる事務所の所在地を変更した場合は、登記事項証明書
  - (6) 事業者の名称を変更した場合は、定款若しくは寄附行為の写し又は登記事項証明書
  - (7) 事業者の代表者を変更した場合は、登記事項証明書
- 2 その他の公衆浴場の場合は、「公衆浴場」の「種類」欄の括弧内に温泉利用施設、健康ランド、サウナ風呂、個室付き浴場等の区別を記入してください。
  - 3 変更があった日から10日以内に届け出てください。